

第8回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要）

【議事概要】

○ 報告書(案)について、意見交換を行った後、座長一任の上、取りまとめられることになった。

【主な議論】

（地方議会の位置づけや職員の職務等）

- 議会の位置付けと議員の職務等を明文化することは、住民の方々に、議会・議員の活動を理解していただく第一歩だと考える。その上で、議会・議員が、実際の活動を通じて、また、分かりやすく説明していくことで、議会・議員に対する住民の理解が深まり、信頼が生まれてくるのではないか。今回、本議長会としては、条文案も示したので、総務省においては、法制化実現のため、ご尽力をいただきたい。【加藤構成員】
- 地方議会・議員の法的位置付けについては、全国都道府県議会議長会から具体的な条文案が示されたので、これをたたき台に検討を進めていただきたい。この条文案によって議員の活動を制約することにはならず、むしろ、議員の立ち位置が明確になり、これまで以上に議員として責任ある議会・議員活動に専念できるようになるのではないか。【川上構成員】
- 地方行政に多様な意見を反映すると同時に、その集約を図る使命を担う主体は、地域に最も密着した地方議会議員だと考える。地方議会・議員の位置付けの検討に際しては、法的効果の議論以前に、広く将来の見通しを持つことが重要であり、全国都道府県議会議長会の条文案をたたき台として本格的な検討をはじめていただきたい。【安達構成員】
- 全国都道府県議会議長会の条文案について、第 89 条で「議会制民主政治における意思決定機関」と規定されているが、現行の地方自治法では、地方議会には、例えば、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の際に諮問を受けるなど、「議会制民主政治における意思決定機関」以外の役割があり、それは国会にはない非常に大きな特徴である。そのような地方議会の特徴が、この規定が追加されることによって、かえって失われてしまうのではないか。また、第 89 条の 2 において、議員の職務等を新たに規定することにより、どのような法的意義が生まれるのか疑問である。この規定があることによって、議員の自由度が奪われる可能性があるのではないか。【原田構成員】

(厚生年金への地方議会議員の加入)

- 厚生年金への地方議会議員の加入については、報告書（案）において、各方面における十分な議論を期待したいとされており、三議長会としてもあらゆる機会を通じ、実現に向け、努力していくが、総務省においても、ご理解・ご支援をいただきたい。【加藤構成員】
- 地方議会議員の厚生年金制度への加入について、研究会の議論では、有識者構成員からも積極的な発言をいただいたが、報告書（案）の「十分な議論が行われることを期待したい」と、主体的な姿勢が十分に見えない指摘にとどまったことは極めて残念である。与党任せにするのではなく、政府・与党一体となった検討を強く求めたい。【安達構成員】
- 地方議員の年金については、これまでの研究会の議論においても、有識者構成員も概ね肯定的な意見であったものと承知している。サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族の心配を軽減し、議員に立候補するための環境の改善につながるものと考えられるので、この研究会の結論として、厚生年金に加入する方向で引き続き検討する必要があるとしていただきたい。【松尾構成員】
- 都知事選挙の際に行った調査では、地方議員の厚生年金への加入について、賛成の方は15%、反対の方は21%、どちらでもない方が32.5%という結果であった。議員の年金の話に関しては国民的な議論の俎上にはまだ乗れていないと見受けられ、データに基づいていろいろな形で国民的な議論を喚起していくことが必要ではないか。【河村構成員】
- 一般市民の方が地方議員の待遇的な問題についてご存じではないという証拠が、河村構成員の調査の結果からも判明したのではないか。国民的な意識の醸成に至っていないということではなく、地方議員の現状をご存じでない住民の方が非常に多いということではないか。【安達構成員】
- 地方議員の立候補環境を整えるという観点からは、年金のあり方について議論することは重要であり、既に議員年金がなくなって暫く経っているが、何も代償措置が執られていないことは、問題があると考ええる。他方で、財源の問題等、様々な検討要素があり、本研究会だけで結論を出すことは難しいのではないか。【原田構成員】
- 民間企業から転身する場合、だいたい全ての方が厚生年金に加入している実態を踏まえれば、民間企業からの転身を促す点において、厚生年金への加入が地方議員の増加につながるのではないか。【川上構成員】

(議会の機能強化等)

- 地方議会は、住民の多様な意見を反映しながら首長としっかりと議論を行って合意形成を進め、団体意思を決定するという重要な役割を有しており、報告書(案)でも触れられているようなシンクタンクの設置をはじめとする議会・議員の調査研究や政策立案機能を強化していくことが必要である。こうしたことについては、各議会において、また各議会が連携するなどして取り組んでいくが、総務省においては、連携への支援とともに、財政措置等の支援もお願いしたい。【加藤構成員】
- 契約・財産関係の議決対象範囲の拡大や議長への招集権の付与、予算修正権制約の緩和等、各議長会共通の要望として、15年にわたってその実現を求めているが、地方制度調査会の答申は毎回、「引き続き検討」であり、本研究会においても「引き続き検討」とされたことは、残念に感じる。【安達構成員】
- 全国町村議会議長会の「令和3年度国の予算編成及び施策に関する要望」のうち、「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」に関して、新型コロナウイルス感染症対策の観点等から、委員会をいわゆる「オンライン会議」により開催する場合に必要な手続等について、明確な指針を提示していただきたい。【松尾構成員】
- 全国都道府県議会議長会の条文案について、第95条の2において議会の権限を規定しているが、議会の権限を規定することに法的にどういった意義があるのか、解釈論からいうと意味が分からないのではないかと。例えば、「管理及び執行を監視する」とされているが、現行の地方自治法第100条では議会の調査権について規定があり、あえてこれを書くことによって何か変わりが出てくるのか、分からないところがある。【原田構成員】

(議員報酬)

- 現状のままでは、会社役員や政党役員、一部の裕福な年金生活者などでなければ議員への就任は困難であり、今後一層、なり手不足に拍車がかかることを懸念する。議員報酬の引上げが進まなければ、民間企業から転身しやすい環境が整わず、依然として未解決の課題として残されることになるのではないかと。民間企業との兼業を選択する、あるいは兼業せざるを得ない場合は、一定の条件の下、議会活動に伴う兼業先の賃金カット分を自治体が所得補填できる制度等についても、今後の検討課題としてもらいたい。【川上構成員】

(選挙制度)

- 選挙制度の抜本的な見直しにつながる改革案については、全国 815 市議会の規模や置かれた状況が様々であり、全国の市議会を一括りにして改革案を議論し、結論することは適当でないと考える。全市議会から意見聴取し、政府与党、有識者その他関係者が十分時間をかけて議論を重ね、慎重に検討を深めていくことが不可欠であり、拙速に結論付けることがないようにしていただきたい。【川上構成員】
- 選挙制度の見直しについては、慎重に審議し拙速に結論しないことを強く求めるとともに、この研究会で私が問題提起した、政令指定都市の区域に係る道府県議会議員と市議会議員の選挙制度のあり方や政務活動費のあり方の再検討についても、検討を深めていただきたい。【安達構成員】
- 調査において、62.1%の方が無投票はよろしくないと回答していることを踏まえれば、国民を含めた形での議論をより高めていく必要があるのではないかと。国民的な議論を高めていくためにも、エビデンスに基づいてもう少し議論を深めていく必要があるのではないかと。【河村構成員】
- なり手不足の町村議会議員の選挙に供託金制度が導入されたことは疑問である。本研究会でも供託金が立候補のハードルになっているとの指摘がなされてきた。選挙公営制度と関連付けて供託金制度を議論しているように見受けられるが、それぞれ制度趣旨が異なるものであり、二つの制度を分けて考えるべきではないかと。【岩崎構成員】
- 供託金制度の導入については、全国町村議会議長会の理事会などで幾度となく検討してきた。公職選挙法の改正をお願いするために、私どもも議員としてやるべきことはやるというのが一つの経緯である。また、15 万円の供託金が必要となるものの、ポスターや選挙カーが公費負担となることにより、立候補環境の改善にもつながるのではないかとということも考慮して、今回の公職選挙法改正の要望に至ったという経緯もある。【松尾構成員】

(その他)

- 本研究会は、議員のなり手不足に関する当面の対応の考え方を取りまとめ、第 32 次地方制度調査会に提言したが、是非ともその実現を図っていただきたい。また、それ以外の今回の報告事項について、住民参加の取組に関するものや、多様な議員が活動しやすい環境整備に関するものは、各議会が取り組んでいくが、制度改正に係るものは、総務省において、今後の地方制度調査会の中で、さらにご議論いただくなど、その実現に向けて取り組んでいた

だくことを強く要望する。【加藤構成員】

- 報告書（案）末尾の「今後の検討の方向性」において、「団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて引き続き検討することが考えられる」とされているが、これは、平成30年3月の「町村議会のあり方に関する研究会」で提案された「集中専門型議会」・「多数参画型議会」を念頭にしたものではないか。本会や全国町村議会議長会は、この構想に反対している。この提案については、公表直後から二元代表制を堅持する立場から、現場の議会運営にマッチしない問題点を詳らかにしており、今後の検討を一定方向に誘導するような書き方は控えるべきではないか。【川上構成員】
- 次期地方制度調査会では、議会権能の強化、地方議会議員の法的位置付け及び厚生年金制度への加入等の課題をすべて取り上げ、真摯な議論を重ねていただき、なり手の確保を含め、地方議会に多様な人材が参画できる環境をつくり上げていくことを強く求めておきたい。【安達構成員】
- 全国町村議会議長会の「令和3年度国の予算編成及び施策に関する要望」のうち「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」に関する要望については、町村議会の声として汲み取り、今後、様々な場において前向きな検討をお願いしたい。【松尾構成員】
- 議会のあり方や位置付け、議会の権能の強化等については、それぞれの項目において引き続き検討する必要があると報告書（案）に記載があるが、地方制度調査会の場で更に議論・検討すべきである。団体規模に応じた議会のあり方については、本会は、平成30年3月の「町村議会のあり方に関する研究会」の報告にあったような、人口によって議会制度のあり方に差を設けることには断固反対である。【松尾構成員】
- 「団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて引き続き検討することが考えられる」との記述は、今後も幅広い視点から検討していただきたいという趣旨であり、特定の選択肢を念頭においたものではないと理解している。【只野座長】